

**学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに
特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領
に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について**

平成29年3月17日
初等中等教育局特別支援教育課

この度、文部科学省では平成28年12月21日に中央教育審議会より答申された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」等を受け、学校教育法施行規則の一部改正並びに特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の改訂を予定しています。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆さまから御意見をいただくため、パブリック・コメント（意見募集）を行います。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

なお、下記の要領にのっとっていないものは受領いたしかねますので、御了承ください。

【1. 案の具体的内容】

→別紙参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール・電子政府の総合窓口の意見提出フォームから
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成29年4月15日 必着（郵送については、15日消印有効）
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 宛

FAX番号：03-6734-3737

電子メールアドレス：toku-shidouyouryou@mext.go.jp

（判別のため、件名は「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について」、「幼稚部教育要領案について」、「小学部・中学部学習指導要領案について」のいずれかとして下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい）

【3. 意見提出様式】

- ・件名：「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について」、「幼稚部教育要領案について」、「小学部・中学部学習指導要領案について」のいずれかを明記して下さい。
- ・氏名：法人又は団体の場合はその名称。
- ・性別、年齢：法人又は団体の場合は記入不要。
- ・職業：在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を記入。法人又は団体の場合は「団体」を記入。
- ・住所：法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地を記入。
- ・電話番号

・意見：御意見が1000字を超える場合、その要旨を記載してください。

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(初等中等教育局特別支援教育課)